

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、会社の基本理念である顧客第一主義に基づき、社会的責任を常に認識し国際競争力の強化及び株主重視の視点に立ち、企業価値を高めるべくコーポレート・ガバナンス体制を構築し、経営に対する透明性と経営責任の明確化を図ってまいりました。

今後ともコーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう諸制度を整備するとともに、透明性のある公正な経営が実施される体制を整え、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、グローバル企業として存続させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社和井田製作所	599,294	8.53
和井田 徹生	430,060	6.12
和井田 光生	426,500	6.07
株式会社十六銀行	321,300	4.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	321,000	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	306,900	4.37
和井田 叔子	250,000	3.56
和井田製作所従業員持株会	203,900	2.90
株式会社ナガセスッポン養殖場	159,200	2.27
和井田 克子	121,200	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられとされる事実等はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 一	弁護士											
山下 英一	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 一	○	○	――	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく客観的・中立的に監査・監督の独立性を確保し、弁護士としての専門性に基づいた有効かつ公正な監査・監督を行うことができるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しております。

山下 英一	○	○	——	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく客観的・中立的に監査・監督の独立性を確保し、税理士としての専門性に基づいた有効かつ公正な監査・監督を行うことができるため、監査等委員である社外取締役を選任しております。 また、独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しております。
-------	---	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤しているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、専任スタッフにより業務の適切な運営と財産の保全及び企業の健全な発展を図ることを目的に、内部統制・管理の有効性の確認に重点をおいた内部監査業務を行っております。なお、内部監査業務では、改善要求への各部門の取り組み状況の確認から効果の確認までをフォローしており、当社の内部統制制度を支えています。内部監査室は、内部監査の計画策定時に監査等委員会及び会計監査人とその内容につき協議するほか、会計監査人の監査には監査等委員とともに立会い、会計監査人の監査結果について報告を受け問題点の確認を行うなどの連携を図っております。

監査等委員は、会計監査人と監査に関する必要な情報の交換を行うほか、会計監査人の監査に随時立会うとともに、会計監査人から監査結果の詳細な報告を受け確認を行うなど、緊密な連携を図っております。また、内部監査室とも監査計画、監査実施状況等について必要な情報の交換を行い、内部監査室の監査に随時立会うなど、会計監査人と同様、緊密な連携を図っております。なお、監査等委員1名は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社の会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

独立役員である渡邊一の取締役会及び監査等委員会への出席状況は、平成29年3月期において、取締役会13回開催のうち出席13回、監査等委員会15回開催のうち出席15回であります。

独立役員である山下英一の取締役会及び監査等委員会への出席状況は、平成29年3月期において、取締役会13回開催のうち出席13回、監査等委員会15回開催のうち出席15回であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬のうち、役員賞与について単年度業績連動報酬制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。なお、有価証券報告書及び事業報告において全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、平成27年6月23日開催の第86回定時株主総会において年額240,000千円以内(うち社外取締役分年額20,000千円以内)と決議されております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、平成27年6月23日開催の第86回定時株主総会において年額45,000千円以内と決議されております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役、社外取締役及び使用人は、相互に必要な情報を伝達することにより、社外取締役が情報収集に費やす時間を削減するほか、取締役会または監査等委員会に際し、必要に応じ事前資料の配布または事前説明を行うなど、監査・監督体制のサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、従来監査役会設置会社でしたが、平成27年6月23日開催の第86回定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会設置会社への移行により、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名と監査等委員である取締役3名で構成され、月1回の定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。監査等委員会は、委員長1名と委員2名で構成され、2か月に1回以上の定例監査等委員会を開催し、取締役会に出席するほか重要会議に出席し、経営の監査・監督の体制を構築しております。

また、平成29年6月20日より執行役員制度を導入し、取締役会の活性化及び経営の意思決定の効率化等を図っております。

業務執行につきましては、取締役(非常勤の監査等委員である取締役を除く。)及び部門長等で構成する経営会議を毎月1回開催して重要事項の審議、業務及び予算執行状況の確認等を行っております。また、経営会議開催時点での売上から利益までの状況の詳細な確認や目標達成のための業務調整の協議を行うとともに、決定事項については各部門長のコミットメントを得て各プロセスを執行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社の基本理念である顧客第一主義に基づき、社会的責任を常に認識し国際競争力の強化及び株主重視の視点に立ち、当社にとって最も相応しい機関設計であると判断する監査等委員会設置会社に移行いたしました。これは、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置により、業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を強化し、企業価値を高めるべくコーポレート・ガバナンス体制を構築することで、経営に対する透明性と経営責任の明確化を図るためです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第88回定時株主総会の開催日を平成29年6月20日に設定し、集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び決算の状況について、アナリスト・機関投資家向けに定期的な説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主通信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料等を適時アップしております。(http://www.waida.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にてIRに関する業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	すべてのステークホルダーから信頼を得よう、法令遵守とともに、諸規程を適正に管理しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「品質・環境方針」を定め、「全てのステークホルダーのために経営理念として、環境型製品・サービスを市場に提供し社会に貢献する」ことを基本方針としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべての株主及び投資家の皆様に対して、公平かつ正確な情報を適宜適切に提供するために金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に則って情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない場合でも、株主及び投資家の皆様に当社を理解していただく上で有用と判断される情報につきましては積極的に開示していく方針であります。自社ホームページを有効に活用して広く情報を提供しております。
その他	本社所在地の小学校の児童を対象に、ものづくりの楽しさを知ってもらうことや、豊かな発想力・創造性を高めてもらうことを目的として「MONO-LAB(ものラボ)ワークショップ」を開催しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業経営に求められる倫理観、価値観及び遵法精神に基づき誠実に行動し、社会から信頼を得て公正かつ適切な経営を実現するとともに、当社及び子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)全体におけるコンプライアンスの実践、浸透を率先垂範して行う。
- (2) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、各取締役は業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (3) 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- (4) 取締役の職務執行状況は、監査等委員会の監査を受ける。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書の取り扱い、法令及び社内規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険に係る規程を制定し、リスク管理に関する方針、体制及び施策等を定め、関係会社を含めたりスク管理を行う。
- (2) リスクが現実化し重大な損失の発生が予見される場合は、代表取締役社長から全社に示達し、すみやかに責任者を定め会社全体として対応にあたる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役(非常勤の監査等委員である取締役を除く。)及び部門長等で構成する経営会議において、重要事項の審議、業務及び予算執行状況の確認等を行うことにより、迅速かつ円滑な経営を行う。
- (2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、社内規程に準拠した適切な付議により施策を決定し、「組織規程」等に基づいて組織的、効率的な会社運営を行う。
- (3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、経営理念を機軸として策定する中期経営計画・年度計画に沿って、計画的、効率的に業務を遂行するとともに、報告を通じて計画の進捗状況、業績の達成度合等を確認する。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、使用人の職務執行に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、法令及び定款への適合の確保を行う。
- (2) 当社は、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、使用人に対し必要な教育及び啓発を行う。
- (3) 使用人の職務の執行が法令又は定款に抵触する事態が発生した場合に適切な報告及び対処等が行われる体制を徹底する。

6 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の経営管理は、関係会社すべてに適用される「関係会社管理規程」に基づいて業務の適正と効率性を確保する。
- (2) 内部監査室は、社内規程に基づき当社グループの経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況及びリスク管理状況を監査し、業務の適正、正確性及び信頼性を確保する。
- (3) 当社グループの取締役等により構成される会議を定期的開催し、当社グループの業務の適正と効率性を確保する。
- (4) 子会社の取締役等は、子会社の経営計画、決算内容及び当社が報告を求めた事項について当社の取締役会に報告する。

7 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役については、これを置かない。監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、監査等委員会が代表取締役社長と協議する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、当該使用人の任命又は異動については監査等委員会の同意を要し、その評価については監査等委員会の意見を聴取する。
- (3) 当該使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役は当該使用人の職務の執行を不当に妨げない。

8 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要な事項については、すみやかに監査等委員会に報告し、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速に対応する。
- (3) 当社グループの取締役は、監査体制と内部統制システム体制との調整を図り、監査等委員会の意見を十分に尊重し、監査体制の実効性を高める。

9 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない体制を確保する。

10 監査等委員会の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が、その職務の執行について費用の前払等の請求をした際には、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応ずる。

11 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、また内部監査室と連携を図り、監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針とする。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、外部専門機関等との緊密な提携関係を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

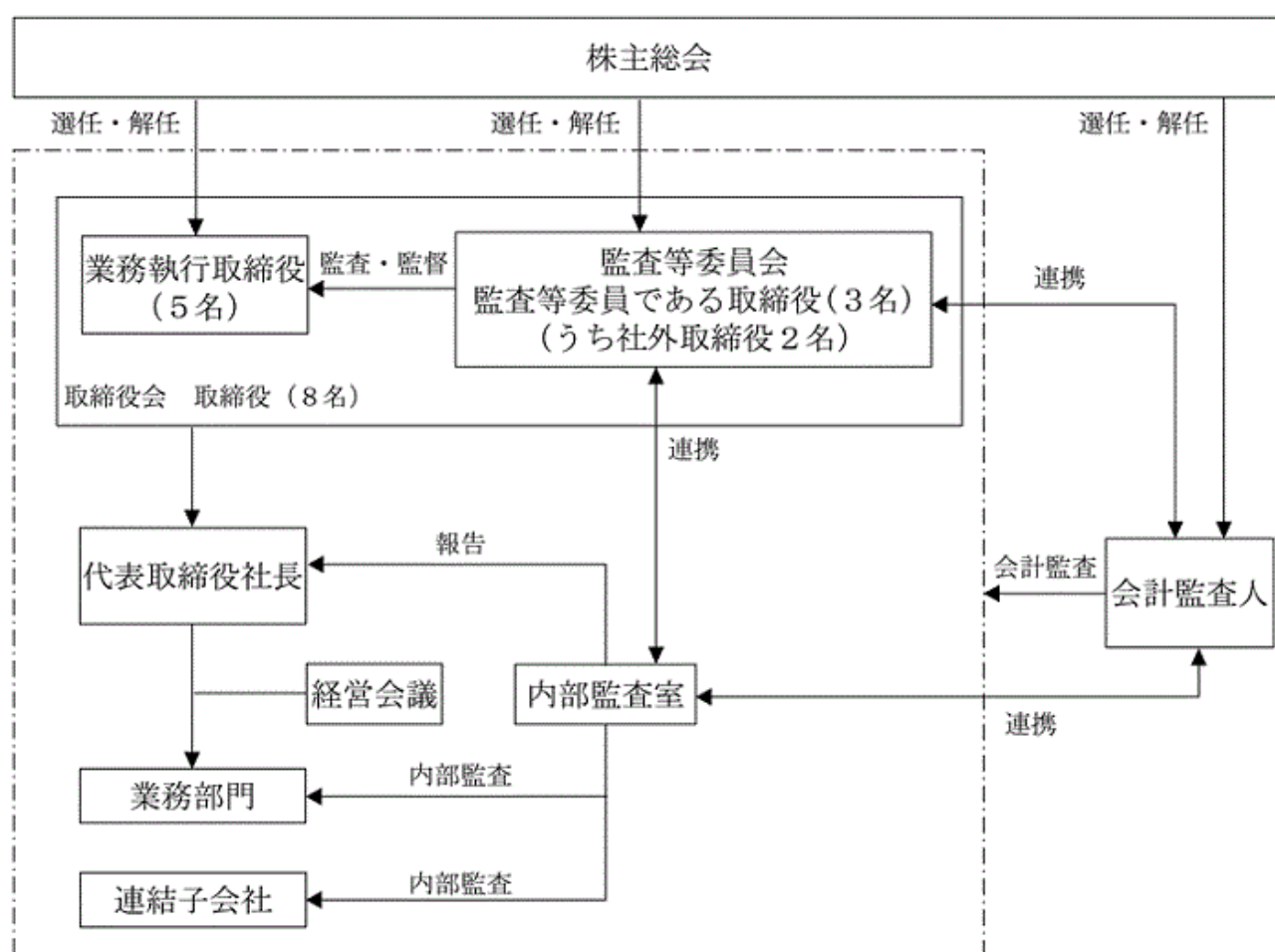
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

定款上の取締役の任期につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1年、監査等委員である取締役は2年と定めております。
コンプライアンス体制の更なる充実を図るために、「リスク管理規程」、「危機管理マニュアル」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報規程」を設け、運用しております。これにより、社内での相互牽制等、監視体制の強化が図られております。

【参考資料：模式図】



【適時開示体制の概要】

